［事案 2024-67］就業不能年金支払請求

・令和７年２月 10 日　裁定終了

＜事案の概要＞

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、就業不能年金が支払われなかったことを不服として、就業不能年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和５年６月および同年８月の手術により両足人工フル関節となり、就労はじめ歩行、日常生活に困難を強いられることとなり、121 日以上就業不能になったため、平成 28 年４月に契約した組立型保険にもとづき、就業不能年金を請求したところ、約款所定の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、自分は就業不能年金の支払事由を満たしているので、就業不能年金を支払ってほしい。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)令和5年6月に退院する直前の診療録によると、病棟ADL（日常生活動作）独歩自立、トイレどこでも可との記録がある。

(2)令和5年9月に退院する直前の診療録によると、病棟ADL（日常生活動作）杖フリー、トイレどこでも可、野外歩行練習は坂道も安定して歩け、階段練習も可能との記録がある。

(3)令和5年10月の診療録の記載によると、歩行状態：フリーとの記録がある。

(4)在宅療養期間中（令和5年6月中旬～同年10月下旬）は、デスクワークや座業や家事はでき、独歩可能・座位可能との主治医見解の記録がある。

(5)上記から、約款所定の就業不能年金の支払事由（いかなる職業においても全く就業ができず、座業・軽い家事などの軽労働ができない状態（一般状態区分3以上）が121日以上継続しているもの）に該当していないと判断できる。

＜裁定の概要＞

1.裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、膝の手術やその後の経過等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2.裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。